

令和 8 年 第 2 回
大崎市議会定例会議案

令和 8 年 6 月 1 8 日 提出

大 崎 市

目 次

報告第	5号	令和7年度大崎市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	1
報告第	6号	令和7年度大崎市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	3
報告第	7号	令和7年度大崎市水道事業会計予算繰越計算書……………	4
報告第	8号	令和7年度大崎市水道事業会計継続費繰越計算書……………	5
報告第	9号	令和7年度大崎市下水道事業会計予算繰越計算書……………	6
報告第	10号	令和7年度大崎市病院事業会計予算繰越計算書……………	7
報告第	11号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	8
議案第	67号	教育委員会委員の任命について……………	9
議案第	68号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	10
議案第	69号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	11
議案第	70号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	12
議案第	71号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	13
議案第	72号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	14
議案第	73号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	15
議案第	74号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	16
議案第	75号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	17
議案第	76号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	18
議案第	77号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	19
議案第	78号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	20
議案第	79号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	21
議案第	80号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	22
議案第	81号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	23
議案第	82号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	24

議案第	83号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	25
議案第	84号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	26
議案第	85号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	27
議案第	86号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	28
議案第	87号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	29
議案第	88号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	30
議案第	89号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	31
議案第	90号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	32
議案第	91号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	33
議案第	92号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	34
議案第	93号	大崎市農業委員会委員の任命について……………	35
議案第	94号	令和8年度大崎市一般会計補正予算（第3号）……………	36
議案第	95号	令和8年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）……………	41
議案第	96号	令和8年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）…	43
議案第	97号	大崎市行政手続条例の一部を改正する条例……………	45
議案第	98号	大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	47
議案第	99号	大崎市介護保険条例の一部を改正する条例……………	53
議案第	100号	大崎市古川カントリーエレベーター条例を廃止する条 例……………	55
議案第	101号	財産の処分について……………	56
議案第	102号	財産の取得について……………	58
議案第	103号	和解について……………	60
議案第	104号	指定管理者の指定期間の変更について……………	62

令和7年度大崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			
						未収入特定財源		その他	一般財源
						国県支出金	市債		
2 総務費	1 総務管理費	一般管理経費	4,708,000	4,708,000					4,708,000
2 総務費	1 総務管理費	おおさき暮らし応援事業	20,114,000	20,114,000		20,114,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事務経費	2,750,000	2,750,000		2,750,000			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	28,996,000	28,943,000	28,943,000				
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当追加給付金給付事業	14,000,000	14,000,000		14,000,000			
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育施設物価高対応ICT化推進事業	14,004,000	14,004,000		14,004,000			
6 農林水産業費	1 農業費	鳥獣被害対策事業	150,000,000	130,200,000		108,500,000			21,700,000
6 農林水産業費	1 農業費	豊かなふる里保全整備事業	7,036,000	7,035,000			7,000,000		35,000
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	86,419,000	86,419,000			81,700,000		4,719,000
7 商工費	1 商工費	スキー場施設整備事業	31,680,000	31,680,000			31,600,000		80,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修経費	24,437,000	24,437,000			22,800,000		1,637,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会资本整備道路修繕事業	56,015,000	56,015,000		47,210,000	8,700,000		105,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会资本整備雪寒地域道路事業	90,488,000	90,488,000		53,117,000	37,300,000		71,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	207,127,000	202,248,000		70,303,000	130,900,000		1,045,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	26,541,000	26,541,000			25,200,000		1,341,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会资本道路整備事業	172,347,000	128,074,000		59,860,000	66,300,000		1,914,000
8 土木費	3 河川費	排水路改良整備事業	10,690,000	10,690,000			10,600,000		90,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	市債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	陸羽東線塚目駅周辺整備事業	96,030,000	95,161,000	6,700,000		85,900,000		2,561,000
8 土木費	4 都市計画費	李埴新田線改良事業	72,079,000	72,079,000		34,980,000	35,200,000		1,899,000
8 土木費	4 都市計画費	稲葉小泉線改良事業	55,800,000	45,091,000			42,900,000		2,191,000
8 土木費	4 都市計画費	鹿島台駅前線改良事業	6,700,000	6,491,000			6,400,000		91,000
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	10,500,000	6,740,000			6,700,000		40,000
10 教育費	3 中学校費	中学校天井等落下防止対策事業	17,360,000	17,360,000		6,463,000	10,800,000		97,000
10 教育費	5 社会教育費	公民館施設改修事業	5,874,000	5,874,000			5,800,000		74,000
10 教育費	6 保健体育費	体育施設改修事業	210,827,000	210,827,000			200,400,000		10,427,000
	合	計	1,422,522,000	1,337,969,000	35,643,000	431,301,000	816,200,000		54,825,000

令和8年6月18日提出

大崎市長 中島源陽

令和7年度大崎市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の内訳		支出負担 行爲額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳		
				支出 済	支出 未済額				国県支出金	未収入特定財源 市債	一般財源
8	土木費	2 道路橋りよ う費	136,500,000		136,500,000		136,500,000		68,000,000	61,600,000	6,900,000
10	教育費	2 小学校費	3,267,000		3,267,000		3,267,000			3,200,000	67,000
	合	計	139,767,000		139,767,000		139,767,000		68,000,000	64,800,000	6,967,000

令和8年6月18日提出

令和7年度大崎市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな目資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	他会計出資金	工事負担金			
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	配水施設整備事業	408,825,000	0	408,825,000	73,300,000	73,333,000	0	16,000,000	246,192,000	0	関係機関との協議や他工事との工程調整に不測の日数を要し、年度内での完成が困難になったもの。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな目資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	その他	その他			
1 水道事業費用	1 営業費用	受託工事事業	31,950,000	0	31,950,000	31,000,000	950,000	0	0	0	関係機関との協議や他施設管理位置の相違が試験調査により判明し、再計画に日数を要したことから、年度内での完成が困難になったもの。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中島源陽

報告第8号

令和7年度大崎市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額				計	企業債	
1	水道事業資本的支出	1 建設改良費	1,670,031,000	803,418,000	267,421,000	175,923,000	894,916,000	894,916,000	551,400,000	343,516,000	0
		鷹待嶽配水場更新事業									

令和8年6月18日提出

大崎市市長 中島源陽

令和7年度大崎市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	繰越工事資金		
1	下水道事業資本的支出	下水道整備事業	735,957,000		735,957,000	374,000,000	267,666,000		64,265,000	30,026,000	工法検討、関係機関との調整及び入札不調等により不測の日数を要し、年度内での完成が困難になったもの。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	繰越工事資金		
1	下水道事業費用	荒谷地区(農集排)機能強化対策事業計画概要書作成業務	3,300,000		3,300,000		1,500,000			1,800,000	補助事業追加要望による補助金交付決定後の発注となり、年度内の業務完了が困難になったもの。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中島源陽

令和7年度大崎市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	過年度分損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費								
		病院建設事業	281,459,000	23,779,675	255,248,593	165,100,000	90,148,593	2,430,732	0	入札不調等により工事着手が遅れ、当該年度の出来高予定額に達することができなかったため

令和8年6月18日提出

大崎市長 中島源陽

報告第11号

専決処分の報告について

令和8年5月26日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和8年4月12日午前10時30分頃、大崎市古川穂波三丁目地内の市道第五小東線沿いの街路樹が強風により倒れ、市道沿いの駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、車両の左後部を損傷させたもの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は、市が設置した附属物の管理不備によるものであり、市の過失割合は100パーセントとする。

4 損害賠償の額

214,995円

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第67号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に別紙の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第68号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第69号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第70号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 71 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第72号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第73号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第74号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第75号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第76号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 77 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第78号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第79号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 80 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 81 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 82 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 83 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 84 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 85 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 86 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 87 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 88 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 89 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 90 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 9 1 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 92 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 93 号

大崎市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第94号

令和8年度大崎市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度大崎市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,475,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		10,023,336	303,027	10,326,363
	1 国 庫 負 担 金	7,985,878	250,790	8,236,668
	2 国 庫 補 助 金	1,939,917	52,237	1,992,154
16 県 支 出 金		4,534,060	199,852	4,733,912
	1 県 負 担 金	2,723,119	9,813	2,732,932
	2 県 補 助 金	1,758,706	190,039	1,948,745
17 財 産 収 入		158,312	26,969	185,281
	1 財 産 運 用 収 入	89,631	1,769	91,400
	2 財 産 売 払 収 入	68,681	25,200	93,881
19 繰 入 金		1,962,938	147,425	2,110,363
	1 基 金 繰 入 金	1,962,938	147,425	2,110,363
21 諸 収 入		1,211,781	2,300	1,214,081
	4 雑 入	559,054	2,300	561,354
22 市 債		3,599,000	4,800	3,603,800
	1 市 債	3,599,000	4,800	3,603,800
補正されなかった款項に係る額		43,301,326		43,301,326
歳 入 合 計		64,790,753	684,373	65,475,126

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,772,971	11,453	6,784,424
	1 総務管理費	5,703,141	838	5,703,979
	3 戸籍住民基本台帳費	209,186	10,615	219,801
3 民生費		22,903,441	330,922	23,234,363
	1 社会福祉費	9,159,971	21,238	9,181,209
	2 児童福祉費	10,950,276	1,859	10,952,135
	3 生活保護費	2,792,638	307,825	3,100,463
4 衛生費		7,011,813	44,523	7,056,336
	1 保健衛生費	4,838,775	44,523	4,883,298
6 農林水産業費		1,939,344	205,513	2,144,857
	1 農業費	1,808,502	205,513	2,014,015
7 商工費		1,597,563	1,000	1,598,563
	1 商工費	1,597,563	1,000	1,598,563
8 土木費		5,658,620	0	5,658,620
	3 河川費	502,918	0	502,918
10 教育費		6,868,845	80,032	6,948,877
	1 教育総務費	2,333,309	48,076	2,381,385
	2 小学校費	527,169	1,300	528,469
	5 社会教育費	1,616,886	30,656	1,647,542
11 災害復旧費		1	10,930	10,931
	1 公共土木施設 災害復旧費	1	0	1
	2 商工施設災害復旧費	0	0	0
	3 文教施設災害復旧費	0	8,747	8,747
	4 その他施設 災害復旧費	0	2,183	2,183
補正されなかった款項に係る額		12,038,155		12,038,155
歳出合計		64,790,753	684,373	65,475,126

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
古川東中学校及び古川南中学校学校給食調理等業務委託	自 令和 8 年度 至 令和 1 3 年度	265,260

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう災害復旧事業	800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
観光施設災害復旧事業	1,100	同上	同上	同上
学校教育施設災害復旧事業	700	同上	同上	同上
消防施設災害復旧事業	2,200	同上	同上	同上

議案第 95 号

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,915,066 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,448,290	58,283	2,506,573
	1 国民健康保険税	2,448,290	58,283	2,506,573
6 繰 入 金		821,301	17,307	838,608
	1 他会計繰入金	752,066	17,307	769,373
補正されなかった款項に係る額		10,569,885		10,569,885
歳 入 合 計		13,839,476	75,590	13,915,066

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険 事業費納付金		3,367,899	75,590	3,443,489
	4 子ども・子育て 支援納付金分	0	75,590	75,590
補正されなかった款項に係る額		10,471,577		10,471,577
歳 出 合 計		13,839,476	75,590	13,915,066

議案第96号

令和8年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,119,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		3,408,336	814	3,409,150
	2 国 庫 補 助 金	980,291	814	981,105
7 繰 入 金		2,038,625	814	2,039,439
	1 他 会 計 繰 入 金	2,038,625	814	2,039,439
補正されなかった款項に係る額		8,671,259		8,671,259
歳 入 合 計		14,118,220	1,628	14,119,848

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		145,993	1,628	147,621
	1 総 務 管 理 費	11,657	1,628	13,285
補正されなかった款項に係る額		13,972,227		13,972,227
歳 出 合 計		14,118,220	1,628	14,119,848

議案第97号

大崎市行政手続条例の一部を改正する条例

大崎市行政手続条例（平成18年大崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剝奪」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名，同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め，後段を削り，同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し，又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から2週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を，「「当事者又は参加人」と，」の次に「同項中」を加え，「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り，「，掲示を始めた」を「，当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 98 号

大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大崎市国民健康保険税条例（平成 18 年大崎市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「，介護保険法」に改め，「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同項に次の 1 号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「66 万円」を「67 万円」に改め，同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は，世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者（2 項世帯主を除く。）につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に，当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし，加算後の額が 3 万円を超える場合においては，子ども・子育て支援納付金課税額は，3 万

円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「，第9条の7」を加える。
第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は，被保険者1人について1,100円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は，18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は，次の各号に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- （2） 特定世帯 400円
- （3） 特定継続世帯 600円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め，同項各号列記以外の部分中「並びに」を「，」に改め，「17万円）」の次に「並びに同

条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号中「55万円」を「65万円」に改め、同号イ（ウ）中「10,552円」を「10,553円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 770円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（イ） 特定世帯 280円

（ウ） 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号イ（ウ）中「7,537円」を「7,538円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 550円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 220円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円

第23条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども

も・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項中「その世帯の」を「その世帯に」に改め、「第8条」の次に「第9条の4」を加える。

附則第6項及び第8項から第12項までの規定中「第8条」の次に「第9条の4」を加える。

附則第13項中「第8条」の次に「第9条の4」を、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」の次に「(昭和37年法律第144号)」を加える。

附則第14項及び第15項中「第8条」の次に「第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大崎市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 99 号

大崎市介護保険条例の一部を改正する条例

大崎市介護保険条例（平成 18 年大崎市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項を附則第 17 項とし，附則第 13 項の次に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 14 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって，そのみなされたことにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 5 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が，当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは，当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。
- 15 前項の規定により減免する保険料の額は，当該第 1 号被保険者について決定された令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第 25 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。
- 16 第 14 項の規定による保険料の減免については，保険料の納付義務

者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 8 日 提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第100号

大崎市古川カントリーエレベーター条例を廃止する条例

大崎市古川カントリーエレベーター条例（平成25年大崎市条例第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（暴力団の公共施設の利用の制限に関する条例の一部改正）

2 暴力団の公共施設の利用の制限に関する条例（平成21年大崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第101号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する土地及び建物等の所在地、種別及び数量

(1) 土地

	所在地	種別	面積
1	大崎市古川上埜字新八坂裏2番	宅地	15,138.00㎡

(2) 建物等

	名称	構造	床面積又は 築造面積
1	機械室棟	鉄骨造2階建	1,358.75㎡
2	汚泥置場	鉄骨造平屋建	38.50㎡
3	サイロ（丸ビン）	鋼板溶接構造	952.80㎡
4	サイロ（丸ビン）上屋	鉄骨造	256.41㎡
5	穀物荷受用機具倉庫	鉄骨造平屋建	275.00㎡
6	附属する設備等	一式	

2 処分の目的

民間主導による効率的かつ安定的な施設運営及び将来的な発展を図るため、大崎市古川カントリーエレベーターを古川農業協同組合へ譲渡するもの。

3 処分金額

(1) 土地 25,200,000円

(2) 建物等 無償

4 契約の方法

随意契約

5 契約の相手方

大崎市古川富長字五右エ門6番地2

古川農業協同組合 代表理事組合長 佐々木 浩治

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第102号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 品名及び数量

小・中学校等情報端末機器（タブレット等） 一式

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

772,804,560円

4 契約の相手方

みやぎGIGAスクール共同事業体

代 表 宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目6番11号

テクノ・マインド株式会社

代表取締役社長 飯塚 達也

構成員 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目4-22 仙台東口ビル

株式会社内田洋行ITソリューションズ東北支店

東北支店長 秋元 秀樹

構成員 宮城県仙台市宮城野区名掛丁205番地の1

広瀬通SEビル9階

株式会社大塚商会仙台支店

支店長 坂田 憲郎

構成員 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 2 6 号

コセキ株式会社

代表取締役社長 小関 正剛

構成員 宮城県仙台市青葉区五橋 1 丁目 1 番 2 3 号

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

宮城支社

支社長 山口 渉

令和 8 年 6 月 1 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第103号

和解について

次のとおり原子力損害賠償紛争解決センターで係争中の令和6年（東）第316号事件（以下「本件」という。）に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 事案の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、本市が平成26年度から平成28年度までに要した事故被害対策経費（公費により補填されたものを除く。）のうち、これまで本市が相手方に賠償を請求したが相手方と支払いの合意に至っていない費用1,429万6,797円について、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18条第1項の規定に基づく和解の仲介機関である原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示されたことから、当該和解案に基づき相手方と和解を行うもの。

3 和解の要旨

(1) 相手方は、本市に対し、和解金として2,300,000円の支払義務があることを認める。

- (2) 相手方は、本市に対し、本市が記名押印した和解契約書原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に当該和解金を支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、本市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、相手方に別途請求しない。
- (5) 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第104号

指定管理者の指定期間の変更について

令和5年12月13日付けで議決を得た大崎市古川カントリーエレベーターの指定管理者の指定期間を次のように変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

変更前の指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

変更後の指定期間 令和6年4月1日から令和8年7月31日まで

令和8年6月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽